

3-2-3-3 舗装

舗装の点検では、日常点検で把握しきれないひび割れ、わだち掘れ、平坦性等の変状の有無や状態について、路面性状測定車等を活用して把握する。また、必要に応じて、現地での計測、コア採取による試験や開削調査等により損傷の原因や程度の把握に必要なデータを得る。耕作道等の小規模な農道や土砂系舗装の農道においては、徒歩巡回等により目視や損傷箇所の現地計測等を行い、必要な情報を得る。点検項目は、交通の安全性のほか、必要に応じて走行性や環境保全についての管理水準に合わせて、必要な項目を設定するものとする。

【点検項目（例）】

- ア ひび割れ・・・疲労破壊輪数に関連
- イ わだち掘れ・・・塑性変形輪数に関連
- ウ 平坦性
- エ すべり抵抗・ポットホール
- オ 透水性
- カ 騒音



路面性状測定車両による調査



直線定規によるわだち掘れ調査

【写真－7 舗装点検（例）】

3-2-3-4 その他構造物

（1） 道路法面、擁壁、土工等

道路法面、擁壁、土工等については、徒歩にて近接目視を行い、ひび割れ、崩落、湧水等の変状の早期発見及び日常点検等で発見された変状の経過観察を行う。異常な変状が確認された場合には、安全性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、詳細な調査を実施し、早急な応急措置、復旧対策を行うものとする。

【表－13 点検の着目点（例）】

	盛土法面	切土法面
道路巡回での着目点	路面の亀裂・沈下 路面や排水溝の通水阻害・溢水 排水設備の機能低下	路上や落石防護柵に新しい落石 隣接部の小規模崩壊 法面工のひび割れ 擁壁のひび割れ 落石防護柵の腐食 法尻付近の盛り上がり
法面踏査時着目点	表層崩壊 法面排水溝の段差・破損 法尻部の浸食等 呑み口部・吐き口部堆積 湧水の有無	地山の亀裂 落石発生源 転石周囲の浸食 落石発生源下方の裸地化 立木の根曲がり・倒木 濁った湧水・湧水跡 法面排水溝への土砂等の堆積

（２）附帯施設（安全施設、照明等）

附帯施設（安全施設、照明等）については、目視や作動確認を行い、損傷、破損が確認された場合は、速やかに交換等の措置を行うものとする。なお、効果的に点検を実施する観点から、農道の頭上に設置されている規模が大きい施設（例えば門型式）など、第三者被害が大きくなるおそれが高い施設について、優先的に点検を行うものとする。

なお、点検の内容及び記録項目等については、「門型標識等定期点検要領（国土交通省道路局、H31.2）」、「小規模附属物点検要領（国土交通省道路局、H29.3）」を参考とされたい。